

別紙様式 1



金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）

平成23年3月8日

金融庁監督局総務課金融会社室長殿

照会者名

担当者

担当者

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則2.(3)の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

1. 法令の名称及び条項

貸金業法 第2条 第1項 第4号

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

弊社は、本年3月末日をもちまして、グループ確定給付企業年金制度(DB)を終了・清算し、確定拠出年金(DC)を中心とした制度に移行する予定です。

この制度移行に伴い、DBの現資産については、制度終了後資産を確定し、財産目録の作成、厚生労働大臣の承認などの手続きを経た上で、最終的に、清算人経由で、各従業員の選択に従い、企業年金連合会又はDCの資産管理機関への移換若しくは精算を行うこととなります(以下「移換等手続」といいます。)

実際に移換等手続が完了するのは、前例からすると本年12月頃になることもあるようです。従前のDBのもとでは、退職後1~2か月程度で、退職者に対して資産管理運用機関から退職金が支払われておりましたが、本年4月1日以降、移換等手続が完了するまでの間、退職した従業員は老齢給付金(退職金)を受け取ることができません。

弊社には、4月以降12月までの間に定年退職する従業員だけでも50人強の人数がおり、これらの従業員が退職金を一時金で受領したい場合でも、移換等手続が完了し、資産管理機関等から老齢給付金(退職金)が支払われるようになるまでの間は、当該従業員は何も受領することが出来ない状態になります。

退職する従業員の中には、退職後すぐに退職金で住宅ローンを返済する等資金用途を既に定めている者も見込まれ、遅延による不満を持つ従業員も出てくるおそれがあります。

そこで、弊社では、移換等手続が完了し、老齢給付金(退職金)が支払われるまでの期間に限り、「定年等退職者貸付制度」を創設し、当該制度の利用を希望する退職者との間で、金銭消費貸借契約書を締結した上で、老齢給付金(退職金)の範囲内で貸付けを行うことを考えております。

3. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する照会者の見解及び根拠

貸金業法は、資金需要者等の利益の保護をその目的の一つとしています(1条参照)。そして、法2条1項4号は「事業者がその従業員に対して行うもの」については、「貸金業」には該当しないとしており、法2条1項各号所定の行為が、貸金業に該当しないとされている理由は、行為者やその態様から見て、これらの行為については貸金業法に基づく規制を行わずとも、資金需要者等の利益の保護に欠けることがないためと考えられています。

今回弊社が行おうとしている行為は、弊社の退職者(すなわち、元従業員)に対して、①年金制度の移行という弊社の都合による退職金の支払いの遅延による不利益を退職者に被らせないた

めに、従業員のための福利厚生の一環として行うものであり、その性質は、福利厚生のための従業員への住宅ローンの貸付け等と何ら変わらないものであり、かつ、②退職と同時又は退職からそう離れていない時期において貸付けを行うものであり、貸付けを受ける者は従業員としての地位の延長の立場にあることからすると、弊社が予定している行為は、「従業員への貸付け」の一形態であると考えられ、法2条1項4号に該当し、貸金業には該当しないと思慮しております。

4. 公表の延期の希望(希望する場合のみ)

(1)理由

(2)公表可能時期